

第1回津島市子ども・子育て会議 議事要旨

開催日 平成27年10月2日(金)
時間 午前9時30分～午前11時
会場 津島市生涯学習センター第6会議室

出席 委員 14名出席(16名中)
事務局 6名

議題

(1) 子ども・子育て支援事業計画について

事務局 平成27年度より子ども・子育て支援新制度がスタートした。

保育所入所での変更点は認定の申請をしていただく手続きが増えた。開始当初は情報量の少なさから保護者の方へ十分な説明ができない状態であったため、保護者の不安や質問があった。現在はご理解ご協力をいただき進めている。

子育て支援センター東地区で日曜日開所が開始した。4月～9月までの日曜日利用者数は述べ1,090人で、休日であることから父親の来所もあり41名の父親が来所した。平成26年度8月までの総利用者数を比較し、1,283名の増となった。

～配付資料の説明～

共存園保育所について、認可定員が60人のところ、利用定員を110名としている(見込み数の確保のため2号枠を増員)。認可定員を超えての利用定員の設定は、今年度限りの措置のため、来年度は認可定員の変更をする必要がある。現在の入所児童数は69名であり、待機児童もでていないことから来年度、実情にあわせて90人か100人で認可定員を変更する予定。

会長 平成29年度から2園が認定こども園に移行する。それに伴い計画の確保方策の人数に変更が生じるとの報告であった。保育必要量の見込みも併せて今後、実情にあわせて、検討し変更していただく。

委員 共存園保育所が利用定員を110名から90人に減らすことで、支障はないか。

事務局 面積上の問題は児童数を減らすことであるため問題はない。待機児童が出ないようであれば、特に問題はない。

(2) 子ども条例について

事務局 子ども条例を定める予定で進めている。

子ども条例の講演会を8月に2回実施し、その会場でのアンケートと広報紙「つしま」でのアンケートをまとめた。また、こども条例(案)を作成、委員の意見やパブリックコメントを実施し、子ども条例を制定していきたい。

～配付資料の説明～

委員 子ども条例を制定したことにより、どんなことが良くなるのか目標値が必要となる。懸念されることは、制定されても何も変わらないことである。また、この条例は子どもに向けてのものか、親に向けてのものか、そしてこの条例を制定して何が良くなるか、違反をすると罰則があったりするのかな。

事務局 子どもの権利は現在もあると考えている。紙面で明文化することで子どもの権利を守っていく。違反をすると罰則があるものではない。子どもの意見を聴く、子ども会議を実施している市町もある、今後設けていきたいと思っているが、現在は未定である。

委員 制定するからにはストーリーが必要となる。どう変化していくのか市民にわかるように説明が必要、保護者によって変わってほしいものなのか。

事務局 制定してからは、周知のうえイベントを開催する予定でいる、この会議で意見を聞きながら実施するなどしていく。

委員 この条例は18歳までの児童を対象としている。18歳になるまでの12年間は学校に通っており、いじめや自殺といったこともある。学校の責務はないのか。

事務局 条例の第11条中の施設関係のひとつとして、学校にも協力してもらう。

会長 条例を制定した市などの中で、学校の責務を入れている条例は県下にあるか。

事務局 その情報をもっていないため確認する。この条例作成は、児童課主体で進めているため、今後教育委員会とも協議のうえ進めていく。

会長 他市町の条例も参考にしてください。

委員 家庭でがんばってほしいということになるか。

事務局 条例第13条及び第14条の子育て支援・子育て家庭への支援も行う。

委員 子どもに「権利ノート」を作成し持たせるなどすれば、子ども向けとなる。

事務局 意見をいただき、曖昧な部分を修正し進めていきたい。

委員 障がいのある子どもは、自分の意見を主張することが難しい。また、虐待児についても同様に考える。

事務局 虐待に特化した条例を制定している市町もある。津島市としては予防的な内容で進めたい。良い表現方法があればご教授いただきたい。

委員 権利と義務は表裏一体である。権利を主張させるだけでなく、義務についても一緒に考える必要がある。子どもがどのように権利が守られ、子どもが意見を言えるようになるのか、子どもの義務についても教えていく必要がある。

会長 子ども条例の見解の統一が必要、津島市として何を大事にしたいのか、全体像を明示するとよい。

委員 犯罪から子どもを守ることも必要だが、子ども自身が身を守る方法を知っていれば、未然に防げる事件もある。子ども向けの、防犯教室といったソフト面についても盛り込んでいく必要がある。

事務局 自分の身は自分で守れるようにすることも必要である、ソフト面について担当課と協議し進めていく。

会長 平成28年4月に制定するとなると、今後の日程はどうなるか。

事務局 パブリックコメントを12月～1月中に実施する必要がある。今回ご意見をいただいたことと併せて検討し素案を作成し、2月までに会議で報告する。

また、関係各課と会議をもち、進めていきます。

(3)その他

事務局 ～配布資料～「子ども・子育て支援新制度」普及・啓発人材育成研修会のご案内

会長 以上で会議を終了する。